

高橋委員

公明党、高橋です。よろしくお願いたします。

それでは最初に、私は不適正経理問題について、何点か確認と提案をしておきたいと思ひます。

まず、過日の追加調査を受けまして、るる御説明があったわけですけれども、会計Gメンの制度を行わないといったことをはじめ、物品購買センターの有り様についても見直し、検討というようなお話があったかと思ひますけれども、まず、その中で監査委員の制度の充実ということがあったと思ひますけれども、このことにつきましてももう少し詳しく伺っておきたいと思ひますが、監査委員制度を、どのように、どういう内容でいつごろまでに具体的に制度充実を図っていくお考えなのか、伺っておきたいと思ひます。

総務局企画調整部長

監査委員の充実の関係でございますが、これにつきましては、今回の不適正経理の再発防止策の中で、外部の専門家の目からの監視、チェック、そういった機能を高めていこうということを当初、再発防止策の中で盛り込んでおりましたが、特別委員会の審議を踏まえまして提言等の中でも、県の自らの取組を充実させていく、それが第一だと、それから現在の会計事務検査、監査、そういった取組との屋上屋を重ねることのないように、そういった御指摘もいただきました。

こうした御指摘を踏まえまして、一つには会計局の体制の強化といった形で、そういった対応を図っていくということを考えて、取組を進めていくということにしてまいりました。

一方、内部での取組のほかに、専門家により専門的な立場からのチェック、監視、そういったものにつきましては、本来そういった役割を果たしております監査委員、こちらの体制を強化していく、そのことが非常に重要であるというふうに考えております。

県民の信頼の下に、県行政の適正な運営を確保していくという点では、地方制度調査会の中でも、監査委員制度の充実強化というようなことが掲げられております。

現在、本県におきましては、4人の監査委員と事務局の体制の中で監査を行っている状況でございますが、さらにこの充実強化をしていくためには、監査委員の体制強化に取り組んでいくことが重要であるということで、地方自治法の規定に基づきまして、監査委員の増員を図って、それとともに監査事務局の体制を強化していくということにつきまして、今後、本会議で知事が御答弁いたしましたように、監査委員とそれから議会との協議を行う中で、できるだけ速やかな実現を目指してまいりたいということでございます。

高橋委員

具体的にまだ定まっていないという状況かなというふうを受け止めたのですけれども、監査委員の充実というのは、委員長も桐生委員も特別委員会に入っていたけれども、この不適正経理処理に対する対応策、39の項目の中に、望ましい自治体監査機構の在り方の研究というのが記憶されておりまして、またそこで監査委員の充実というのが出てきているので、私は非常に、何でもまたそういう表現なのかなという、理解に苦しんでいるのですけれども、この当初から挙げていた39項目の取組の中の望ましい自治体監査の在り方の研究というのとどう違うのですか。

総務局企画調整部長

当初、39項目の対策の中で挙げられておりました、自治体監査機能の関係と申しますのは、現在、国においても、総務大臣の諮問機関の中で監査の在り方を、今後どういうふうに進めていくかというようなことについて、かなり踏み込んだ検討もされているところでございます。そういった制度的なものも含めて、県としても今後、全国知事会等を経由して提案をしていく、そして全体監査の在り方等々についても、望ましい方向を提案していくといったような考え方でございます。

これに対しまして、現在の監査委員の体制強化と申しますのは、そもそも再発防止策の中の抜本的な対策として、そういったチェックを強化していくことが必要であろうということで、会計Gメンというような仕組みも再発防止策に掲げて、実体的な取組としてやってまいりましたが、議会からの御提言、実際の取組の準備の状況等々から、これまでの対応ではなくて、これを見直して取り組んでいくという形にしてまいりました。

そういった中で、一つには会計局の取組強化という方向で、今回御報告させていただいておりますけれども、それと同時に監査委員の体制強化というような形で取り組んでいくことが、県民の信頼を早期に確保していくといった点で、非常に重要な取組であろうというような認識をしてございます。

したがって、監査委員の体制強化につきましては、今後、監査委員及び議会の皆様と協議を行って、できるだけ速やかに実現してまいりたいと思っておりますけれども、併せて、今後の研究の部分については、現在、引き続き、国においては検討が進められておりますので、そういった状況が踏まえながら、今後、県として必要な発信ができるような形にしてまいりたいというふうに考えています。

高橋委員

国の方の取組はそれとして、本県としての主体的な取組施策の展開が求められていると思うのですね。自治体監査機能の在り方研究というのは、正に取組スケジュールからすれば、今年度中のことと当初から掲げられていたと思いますので、それでしっかり充実を図っていただきたいと要望しておきたいと思いますが、特に特別会計検査チーム、会計Gメンの設置と抜き打ち検査の実施というのが、セットで提案されていたと思うのですけれども、この抜き打ち検査の実施については、どこでどう担保していくのですか。

会計局指導課長

特別会計検査チームでございますが、チームリーダーを外部の専門家を招くということにつきましては見直しましたが、チームそのものは設置いたします。同様に、特別会計検査チームの行う特別会計検査は、抜き打ちが原則ということも、そのまま変更してございません。

高橋委員

そうしますと、平成22年度中に実施予定ということで、大きなスキームは変わらないということで理解していいわけですね。

会計局指導課長

おっしゃるとおりでございます。

高橋委員

そうしますと、そのトップだけなかなか定まらないという状況の中で、しっかり機能していくのかなという、そこが内部だけにならないように、しっかり体制を整えていくということがポイントなんだろうと思いますけれども、そこでの新たな展開は何か考えていますか。

会計局指導課長

委員御指摘のとおり、県職員による検査になりますので、今回そういった体制をとるに当たりまして、まず1点といたしましては、案件ごとの県のホームページでの公表ということがございます。従来から、業者さんから通報を頂いた場合につきましては、案件ごとに、ホームページで公表しますということを申し上げておりましたが、特別会計検査として実施するモニタリングの結果の調査につきましても、やはり私どもの検査をきちんとやっているということを県民の皆さんに御理解いただく上でも、1件ずつ公表する必要があるのではないかとということで、そういう考えに至っております。

それから、もう一点でございますけれども、通報があった案件につきましては、私どもがまず一次的な検査をいたしまして、その結果を公表しますけれども、調査の結果につきましては、具体的な資料をつくりまして、監査委員の方に情報提供させていただくという点が新たに考えた点でございます。監査委員の立場からも、私どもがやった検査そのものもチェックしていただけるということもございますし、監査委員から見て、私どもの検査が不十分だという判断があるのであれば、監査委員による再調査ということも考えられるのではないかとというふうに思っております。

高橋委員

是非、そういうダブルチェックといいますか、監査制度をうまく活用した方向に充実を図っていただきたいのですけれども、やはり特別委員会でも議論したのですけれども、他県でもこれだけ不適正経理処理というのがクローズアップされて、様々な取組が他県でも展開されていまして、愛知県でも監査委員の増員ということが示されていたと思います。

ですから、何を申し上げたいのかというと、他府県でも同じようなことがあって、それぞれ苦労して、いろんな取組施策を講じておられたと思います。確かに、特別委員会でも共通認識として勉強し合ったわけですが、そういったこともしつかり、もう一度学び直すというか、愛知県では既に監査委員の増員、5名体制と示されていたと思いますので、そんなことも、つぶさに他府県の状況もつかんでいただきながら、遺漏ないように取り組んでいただきたいと思いますなど、こういうふうに思います。

併せて、特別委員会でも電子調達システムのオープンカウンター方式、こういった公開見積競争、こういったことも取り組んでいきますよと答弁があったと思いますが、こういったことにつきましても、物品購買センターがなかなか厳しい状況である中で、こういったシステム化の取組も、是非、充実を図っていただきたいのですが、システム化についての検討については、新たな動きが何か出ているのでしょうか。

会計局調達課長

現在、不適正経理防止の観点から、入札に比べまして透明性が少ない随意契約を減らすために、出先機関におけます随意契約を会計局に集約するというところで、經常物品の出先費の導入、またあっせん物品の削減についても検討しているところでございます。

それから、集約できない部分につきましては、随意契約金額の額を見直すことにより検討したいと思っておりますが、最終的に残る随意契約につきましては、結果の公表と、ただいま御指摘いただきましたオープンカウンター、こうしたものによってけん制効果が確保できるのではないかと考えてございまして、現在、平成21年度の全庁の支出データを分析しているところでございます。

高橋委員

愛知県、さらに茨城県では、早くから電子物品調達システムの構築、こういったことに取り組んでいるということを確認し合ったわけですから、本県の物品調達の一元化がなかなか厳しい状況にある中では、こういった先事例をしっかり学んでいくべきではないか。また、過日、7月21日に新たな職員体制が、システム化に向けてですね、構築されたということもそく聞しておりますけれども、その辺の状況について、今後の方向性を確認させていただきたいと思います。

会計課長

委員お話しのとおり、会計システム、会計制度の見直しに向けた検討組織を7月20日に設置いたしまして、昨日、第1回目の打合せを行いました。

その中で、会計システムについては、いろいろと検討項目が多々ございますので、その中で部会を設けまして検討を進めていこうということで整理されていますので、早速検討を進めていきたいというふうに考えています。

高橋委員

過日、他の委員の質問でも出ていましたけれども、物品購買の在り方で、業者IDコード化ですとか、そういうことも答弁されておりましたけれども、若手職員に

よるシステム構築の研さんの中で、是非、この電子調達システム、オープンカウンター方式、また先ほど出ていましたモニタリング調査の有り様についても、この際、しっかりしたシステム構築ができるように要望しておきたいと思います。

特にID化につきましては、国民年金問題の宙に浮いた年金番号問題ではありませんけれども、1業者が複数のIDコードを持ってしまわないようなことは当然といたしまして、IDコード化されるメリット、つまり物品購入価格の適正な把握ですとか、そういったこともしっかり念頭に置きながら、システムの構築を考えていただきたいと思いますなと思うところです。

これは、若手職員だけではなくて、場合によっては、SEを入れないと構築ができないのではないかなと思いますけれども、幹部のモニタリング調査の在り方においても同様かと思いますが、どういう見解を持っているか伺っておきたいと思ます。

会計課長

委員おっしゃるとおり、内部だけではなくて、必要に応じまして、外の方の御意見も頂きながら、検討を進めていきたいと考えてございます。

高橋委員

民間は物品調達の一元化、トヨタの看板方式にはじまって、パナソニック、ヤマダ電機、あらゆる大企業はPOSシステム化、その他商品及び物品の管理システムの一元化というのは出来上がっています。先ほど来申し上げていますが、システム化が進んでいる、この不適正経理処理問題で先行的に取り組んでいる他府県の状況も、民間も含めて学んでいただきたいと思いますなと思いますけれども、そういう計画はいかがでしょうか。

会計局調達課長

他府県の例といたしましては、奈良県におきましては用品センターというものがございまして、それはPOSシステムを使いまして在庫及び発注状況の管理をしていると承知してございます。これは本庁だけが対象でございますが、御指摘ございましたPOSシステムにつきましても、在庫管理、発注状況の管理をするという意味では、大変効果的、効率的な方法かと考えられます。

ただ、現在の出先の物品購入を集約する方法といたしましては、在庫を保有しながらやる方法等がございまして、現在、在庫を持つ方法につきましては、新たな管理部門の創設ですとか、個々に購入した物品との区分がなどがあると思います。現在、在庫を持たない方法を主体に検討しているところでございまして、御指摘を踏まえまして、より良い方法がないかどうか、併せて検討してまいりたいと考えております。

高橋委員

大変、様々な功罪と申しますか、メリット、デメリットがあろうかと思ますので、しっかりその辺を、今回編成されたチームで十分研さんをしていただいて、また適宜御報告いただくように要望しておきたいと思ます。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

市町村間の広域連携の促進に向けた県の支援について、何点か伺ってまいりたいと思います。

まず、市町村間の広域連携ということで、県・市町村間行財政システム改革推進協議会の役割が大きいというふうに認識しておりますけれども、この県・市町村間行財政システム改革推進協議会の構成と、これまでどのような議論が行われてきたのか、再度確認させてください。

市町村行政課長

いわゆるシステム協議会、シス協というふうに略して申し上げておりますけれども、このシス協は市長会、町村会、それから県、これが共同の事務局となりまして、構成員といたしましては、市長会、町村会からそれぞれ推薦を受けた7市4町の権限移譲の主管課長ということでございますので、いわゆる市町村代表と市長会、町村会、県との協議会ということになっております。

この協議会は、平成8年に設置いたしまして、これまで権限移譲のほかにも職員の人事交流の在り方、それから市町村振興補助金、そういったものの見直し、さらには県の関与の在り方、そういった県と市町村との間の行財政システムにかかわる課題について、時機をとらえて議論する、そういった取組を行っているところです。

高橋委員

先の委員の質問でも出ておりましたけれども、地域主権戦略大綱が閣議決定されまして、いよいよ本格的に様々な権限が市町村に移譲されると、多くの事務が移譲されるということになってくるわけですが、今伺いましたらシス協は7市4町ということで、県内33市町村ある中で、特定のところで構成されているということでもありますけれども、今のような体制で円滑な移譲が可能なのかどうか、確認しておきたいと思います。

市町村行政課長

既に分権推進委員会から第一次勧告が出た後に、システム協議会は代表選手でできているわけですので、やはり全市町村の参画が必要であろうと、また、第一次勧告の中でも、先ほどの答弁でも申し上げましたが、市町村の対応によって移譲される権限が様々であるということから、全市町村が参加する三つの部会をつくりました。

具体的には、政令市と中核市による部会、それから特例市と一般市による部会、町村による部会、この三つの部会をつくりまして、第一次勧告後につくったものですから、今後、法制化される事務というのが明らかになれば、それぞれ規模別に検討していこうと、そういう構えをもう既につくっております。今回、戦略大綱が設けられましたので、戦略大綱に位置付けられた事務をそれぞれの市町村の立場でどうこなしていくのか、あるいは勧告には盛り込まれたけれども、大綱に位置付けられなかった事務について、もっと積極的に引き受けませんかというようなことを、それぞれの態様別に検討してまいりたいと考えています。

高橋委員

本県が様々な事務を実施しているときよりも、結果的に住民サービスが向上するということが眼目なのかなというふうに思うわけですが、そういった意味では、これまでも市町村へ様々な権限移譲がされてきて、効果も出ていると思いますけれども、そういった中で、具体的な事例を挙げていただきまして、是非、どういところで住民サービスが向上されてきたのかということ、少し再確認させていただきたいと思います。

市町村行政課長

具体的な例ということで、幾つか申し上げます。

例えば、違反屋外広告物の除却、これは県の事務でございますけれども、既に20の市町村に権限移譲しております。そうした中で、市町村が県の権限を受け取る際に、地域の住民の方々にボランティアになっていただいて、違反広告物について見回ってもらおうというような、きめ細かい取組を行うことによって、これは県の事務であれば、土木事務所が回っているのですけれども、土木事務所が行っているときよりも違反広告物、最終的には景観行政にも資するものだと思いますけれども、そういったものをきちんと対応できるようになったという事例もございます。

また、未熟児の訪問指導という事務がございます。これは県の事務なのですが、新生児の訪問指導は市町村の事務になっています。こうしたことから、未熟児については県で、新生児は市でやるという仕組みになっておりますので、現在6市町に移譲しておりますけれども、移譲を受けた市町では、新生児であり未熟児である家庭訪問を一緒にやるということで、広報にも、今までは県の保健福祉事務所が対応していましたが、これからは市が新生児として、あるいは未熟児であれば未熟児として、きちんと訪問していきますよと、こういった広報を受け取る際にしております。

また、NPO法人の設立認証、これはこの4月から三つの政令市に移譲いたしました。もともと横浜市などは市民活動の窓口というのを独自に備えておりましたので、単にNPOの法人の設立認証を担うというだけでなく、その建物の中に認証事務を置いて、認証したNPOとこの市民活動を連携していくという意味で、既存の市町村の事務と絡めて権限移譲を受けたという、そういった相乗効果が実例として挙げられるのではないかと考えています。

高橋委員

幾つか例を挙げていただいて、それは喜ばれている権限移譲というふうに、すべて移ればハッピーなのだと思いますけれども、もう少し県でしっかりやった上で、権限と財源を共に移譲してほしいという論理もあるかもしれないのですけれども、権限を移譲してから、しっばなしではなくて、しっかりサーベイランスして、フィードバックしてもらって、本当にそれが適切だったのかどうか、この辺の考え方はどういものがあるのでしょうか。

市町村行政課長

システム協議会で、権限移譲について、移譲する、しないの実務的な議論をする中で、やはり移譲を希望する市町村というのは、そもそも政策的にこういうことを

したいんだと、だけれども、これは一部に県の権限があるので、それを移譲してほしいという政策的な背景があって、移譲希望をされていると思います。

そうしたことから、単にシステム協議会では、実務的なあげる、あげないという議論ではなくて、それぞれ思惑の中で、もしこういう権限をもらえるのであれば、政策的にこういうふうにしたいという意図があって希望があるというのが現状でございます。

現実的にそういった、実例を挙げましたけれども、このようなものを各市町村にフィードバックしているかという点、そういう意味では、システム協議会は実務的に権限移譲のやり取りをする立場なので、Aという権限をB市町村にあげたら、こういう成果が出ましたと、そういう実例というのは、まだまとめておらない状況ではありますけれども、結果的にそういったサービスが向上したという実例を多くの市町村が共有することが、一つの促進剤にもなると思いますので、システム協議会などの中でそういった実例も幅広く聴取をして広げていくというような取組も検討してまいりたいと思っています。

高橋委員

そういうことが非常に重要ではないかなと思うのです。具体的に事例を広く紹介して、積み重ねていくことは当然としまして、県民及び住民サービスがどれだけ向上したかということも踏まえまして、実務的な検討だけではなくて、その地域でどのようなサービスが展開されていったか、いくべきかという政策論議も組み合わせながら、シス協の場でしっかり議論していただきたいというふうに思うところですが、県としての主導性の発揮については、どう担保していくのですか。

市町村行政課長

システム協議会は、代表の市町村による実務的な検討の場、下に三つの部会を今回ぶら下げたことになりましたけれども、ただいまお話がありました政策論議という意味では、町村ですとか、特例市、一般市とか、態様別に部会をつくっておりますので、それぞれの市町村を見渡した場合に、地域課題の共有ができていくかどうかという面では若干疑問がございます。そういう意味では、私どもとしては、一定の地域ということに着目していただいて、その地域で、是非、権限移譲も活用したサービス向上の点からどうしていくかという検討を進めていただきたいという、広域連携の発想になるわけですが、そうした広域連携の発想をする中で、特定の県の権限が地域全体として欲しいんだよということであれば、県としては、積極的に財政的、人力的支援をしながら差上げていくし、そういう政策論議をするような協議会が地域単位でできるのであれば、そこに積極的にかかわっていくことですので、システム協議会などにおける権限移譲の実務的な取組と政策論議の場というのは、若干場面を変えた方がよろしいのかなと考えております。

高橋委員

そういう代表選手型のシステム協議会と、県から権限移譲を活用する広域連携ということの、この理論の調和をうまくとりながら、本県が政策論議に主体的にかか

わることによって、やはり市町村間の広域連携というものの一層の意義が出てくるのではないかなと思いますけれども、再度見解を伺いたいと思います。

市町村行政課長

正に、これから市町村が住民サービスをより向上させて、また権限を担っていく中では、どうしても小規模な市町村であればあるほど、職員体制という現実的な問題があります。そうした中では、今、地域課題も市町村域を超えたものがございしますので、そうしたものを広域的に対応していくということがやはり求められるのではないかと。今回、地域主権戦略大綱の中でも、数多くの権限が市町村に移譲されることとなりますので、そうした中では都道府県の役割として、自治体間連携も含めた、権限移譲されたものをしっかりとこなしていく、そういう体制を都道府県としても整備してほしいと、それを受け取って我々がこの考え方を構築したわけではございませんけれども、そういった国の考え方も同一でございます。

そうしたことから、政策論議に県が入っていくわけですが、ともすれば県として政策を押し付けるというふうにも受け止められる可能性もございしますので、まずは市町村の中で、広域連携を含めた協議の場をつくって行って、そこに県がかかわって、是非、政策論議として何かアドバイスなり、システムがこうなっているよということを教えてほしい、それは喜んで出席をさせていただく。ただ、県として、おたくの地域はこういう課題だからこれをやれと、それは押し付けになりますので、そこまでのことはできないかなと考えております。

高橋委員

是非、この権限移譲というのをうまく活用して、広域連携の促進になるようにお願いしておきたいと思いますが、もう一つは権限移譲ではなくて、市町村固有の事務、それでの広域連携という視点があるかと思うのですね。例えば、ごみ処理ですとか消防、それから、近年クローズアップされている救急医療体制ですとか、またもう少し言えば小児医療の問題、医師不足の問題と言ってもいいのかもしれませんが。様々な課題があるのですけれども、こういう市町村固有の事務に関しての広域連携、そこにどのように県としてのかかわり、支援体制を構築していくのか、これについては、どういうふうにお考えなんでしょうか。

市町村行政課長

今、委員の方で例示を挙げられた、ごみ処理ですとか消防などは、既に県の方でも広域化計画というのを市町村に御提示して検討いただいています。その分野によっては県の方から広域連携を既に働き掛けているものもございします。また、電算システムですとか、観光ですとか、そういった市町村の固有事務について、それぞれ今、広域連携で考えていこうという動きがあるのも現実でございます。

私ども、先ほどから県からの権限移譲ということを強調しておりましたが、もちろん市町村の固有事務、これを地域で広域的に連携していきましようということに関しても、同様に支援はさせていただきたいと考えています。

ただ、県からの権限移譲ということに着目しますと、市町村の固有事務を単に連携するというのであれば、それは我が事務をより広域的に処理することによって

サービスアップさせていきたいと思いますということなのですが、県からの権限移譲ということになりますと、それに加えて権能を地域全体でボトムアップしていくという効果がありますので、県といたしましては、県からの権限移譲を活用した広域連携に対しては、さらに支援を充実していきたいということで、固有事務も支援しますが、権限移譲を活用する場合には、更に支援していくと、こういう考え方で臨んでいきたいと考えています。

高橋委員

それは先ほど出ています権限移譲事務交付金のインセンティブと申しますか、そういったところで、手厚く、何か新たなものが講じられていくということと抱き合わせで、また別なものが考えられるということですか。

市町村行政課長

移譲事務交付金は、基本の考え方は、その市町村に移譲した事務を県が引き続きやった場合に幾らかかるのか、その部分について市町村にお願いするので、それを交付金として交付しましょうという考え方です。ですので、先ほど御答弁の中で包括的権限移譲について、一部インセンティブ的に移譲事務交付金にオンをするよという御答弁を申し上げましたけれども、今回の広域連携に関しましては、その事務を市町村に移譲すると、それに関して必要な経費を支援するという移譲事務交付金の考え方とは別に、やはり広域連携をしていただいて住民サービスを向上するという点に着目して、一定の支援措置を考えていきたい。

ただ、今の段階では、その支援措置について、今後、庁内的な調整もありますし、また市町村との協議も必要になりますので、まだ具体的には申し上げられませんけれども、そういったものについて検討してまいりたいと考えております。

高橋委員

そこを何か考えてあげないと、なかなか言葉だけですと動かないのかなと。そこで、今後の市町村広域連携の推進については、どのようなスケジュールを考えておられるのか、具体的に伺っていきたく思います。

市町村行政課長

今回御報告させていただいた内容につきましては、既に2月、5月に知事の方から市町村長さんに直接御説明したというふうに御報告させていただいたところでございます。今後、これを肉付けをいたしまして、やはり市町村に共通理解をしていただくということが必要でございますので、市町村と協議を重ねて、できますれば今年度を一定の目安として、考え方をまとめていきたいと思っております。

また、先ほどから出ています地域主権戦略大綱につきまして、国の説明では、来年の通常国会に出すということですので、早くても24年度から市町村の事務になっていくものが増えてくるのかなと思っております。

また、県内を見渡してみまして、広域連携で比較的早いスピードで動いておりますのが、藤沢、茅ヶ崎、寒川の協議会でございますけれども、これもパスポートについては24年度の移譲というのを視野に入れながら検討しているということですので、今年度に県としての支援の考え方をまとめて、23年度にはそういった考え方

を市町村に普及すると同時に、市町村でいろんな検討をしていただく。具体には、地域主権戦略大綱の一番早い動き出しが24年度ですので、24年度から走り出す。これが現時点で想定されるオーソドックスなスケジュールであります。もちろん動きによっては前後することが考えられます。

高橋委員

藤沢、茅ヶ崎、寒川等の先行事例を御紹介いただきましたけれども、やはりそこから以西といいますか、そういったところへの波及というのも当然射程に入っているのかなというような気がしますけれども、もう少し突っ込んで、それから以西の広域連携の有り様について、現時点でのビジョンを伺っておきたいと思えます。

市町村行政課長

本県の中で、今、広域連携がどこで活発に行われているかという、実は県西部でございます。これはそもそもの広域連携のとらえ方の問題だと思っております。市町村の事務で、なかなか単独の市町村では担いきれない事務について、近隣の市町村と広域連携をやっていきたいと思いますという考え方で広域連携をやっておりますので、本県で見ると、比較的人口規模、職員規模が小さい県西部を中心として、実は広域連携が多くなっているということでございます。

そういう、ややもすると消極的な広域連携というのが、今、県内で展開されてきたわけですが、今回、藤沢、茅ヶ崎、寒川で、県からパスポート権限を、ある意味奪い取って、地元でサービスしていくと、そういう考え方で進めました。これは地域主権改革を進める上で、むしろ今申し上げたように、県の権限を分捕って、それを地域展開していくという前向きな広域連携が始まりつつあると考えておりますので、そうした広域連携を今後、市町村で展開していただきたい。今までの消極的な広域連携から、積極的な広域連携を進めていただいて、これからの厳しい時代の中にあっても、市町村がしっかりと行財政基盤を強化していただいて、そしてより多くの権限を持って住民サービスを提供していく、これが正に地域主権改革を神奈川県から実現していくものだと考えておりますので、そうした取組を進めてまいりたいと考えております。

高橋委員

是非、そういう市町村間の広域連携という促進で、県土全体が均衡ある発展といいますか、そういうことを目指して、冒頭に申し上げました県民サービスの向上というのが眼目であろうかと思うのですが、やはり今度、県にどれだけ国から権限、財源を移譲させて、そしてどう県土全体をボトムアップしていくか、こういうこともセットで考え合わせないとならないのではないかなと。これは所管課が違うかと思えますけれども、全体的な戦略としては、神奈川の我が国におけるステータス、そういうことを考え合わせましても、道州論議とかいろいろ先の問題もあります。やはり大きな意味で、この本県の底上げを、活力ある県土の発展ということも考えまして、その部分でも積極的に取り組んでいただくことを強く要望しておきたいと思えます。

高橋委員

基地問題に関して何点か伺ってまいります。

渉外知事会から様々な特別要請がなされたという報告書が手元に届いておりますけれども、この県内米軍基地を巡る状況についての報告の中で、特に在日米軍基地に関する環境特別協定の締結について、この渉外知事会として要請活動を行ったということでありまして、この環境特別協定について何点か伺ってまいりたいと思います。

まず、この環境特別協定というのはどういうものなのか、特にこの特別という言葉が入っておりますので、これらについて確認の意味で伺っておきたいと思っております。

基地対策課長

在日米軍が日本に駐留する際の様々な局面に関しましては、日米地位協定という協定によって定められておるわけでございます。

この協定は昭和35年に締結されてから50年経過する中で、これまで一度も改定をされたことがございません。例えば、特に今お話にあります環境問題の対応につきましても、全く何ら規定がないという状況にございまして、そういったものも含めまして、日米地位協定の全般的な見直しが必要であろうということで、これまで渉外知事会では、様々関係機関に対して要請してきたということでございます。

特に、米軍基地にかかわる環境問題でございますが、いったん基地内で環境関連の事故等が発生しますと、周辺地域に与える影響が非常に大きいものがございまして、こうした対応については、日米間できっちりとした取決めを行うということが不可欠であろうというふうに考えております。

ただ、日米地位協定の全般的な見直しは一朝一夕にできるものではございません。そういう中で、環境問題は喫緊の課題であるという認識の下で、渉外知事会では在日米軍基地に関する環境特別協定、日米地位協定とは別に特別な協定の締結を両国政府に要請しているというところでございます。

具体的に、幾つか、是非ともこういう要素を盛り込んでいただきたいということで、渉外知事会では試案を出して要請しているところでございますが、例えば、米側の環境保全措置が日本の環境関連法令の基準を満たすという仕組みでありますとか、事故時の立入りですとか、モニタリングの実施、そういったことの明文化と、あと、基地の環境保全に関する米軍の取組に関する情報公開ですとか、米軍の環境保全に対する協力ですとか、こういったことを是非とも盛り込んでいただきたいという形で、お示ししながら要請しているところでございます。

高橋委員

日米地位協定の中で、環境に関することが盛り込まれていないということで御説明があったわけですが、日米合同委員会の中で、1973年に環境に関する協定ということが盛り込まれていることは御承知のとおりだと思います。こういうことを通じて、環境についても協力要請をしてきたというふうに受け止められるわけですが、特にこの環境について、日米合同委員会の中でも、共通認識がそのときにあったのではないかなど、こういうふうに思うところでありますけれども、そ

ここで現在の米軍基地の環境管理にはどういう問題があると考えているのか、具体的に伺っておきたいと思えます。

基地対策課長

委員御指摘のとおり、1973年、昭和48年に日米合同委員会合意の中で、環境事故が起こったときの自治体職員の立入等が合意されたということでございます。

現在の米軍基地の環境管理の問題点でございますけれども、一番最大の問題点と私ども考えておりますのが、日米地位協定という国家間の取決めの中に環境に関する規定がないと、その具体的な基地の環境管理については、日米合同委員会の合意に基づいて、いわゆる運用改善という形で行われている点がございます。

今お話がございました、立入等に関する合同委員会合意でも、基本的には実際に事故が起きたケースでは、その基地の司令官によって、例えば自治体職員が立ち入ることを許可するというような形になっております。実際のケースでは、例えば、立入りの申請から、実際の立入りまで非常に時間がかかってしまったり、職員が立ち入っても、なかなか資料のサンプリングができないと、こういったケースが起こっているということで、極めて米側の裁量にゆだねられていると、こういうことがございます。また、これまで周辺住民ですとか自治体の不信感にもつながっているということで、こういった問題の解決のためにも、是非ともやはりきちんとした日米間での取決めというものが必要であろうというふうに考えているところでございます。

高橋委員

この運用改善の中で、1973年、昭和48年に締結されている環境に関する協力の中では、環境問題、特にこのときは具体的に書かれているのは、幾つか挙げますと、ばい煙、水質、土壌、こういったところの例示が列挙されての合意になっているかなということで、中でも今ありました、司令官による立入許可などがなされていたり、場合によっては環境汚染については視察を要望することもできると、そして、その際に適用される環境基準についても見直しが可能だというような文言が1973年時点で合意形成されているというふうに理解しているのですけれども、特にこういった点でもやはり物足りない、まだまだ新たな問題がじゃっ起されてきているということで、今回の環境特別協定というアクションになったのかなと、その辺をどういうふうに考えた上での渉外知事会の取組なのかということ、再度確認しておきたいと思えます。

基地対策課長

米側も基地内の環境管理に関しましては、何もやっていないということではございませんで、これはまたその後の日米合同委員会合意でございますけれども、その中で、在日米軍は自らの環境管理基準である日本環境管理基準という基準をもって環境管理に当たっているという、そういうことが合意されてございます。

ただ、この環境管理基準は、あくまでも米側の内部基準ということでございまして、実際にはこれは英文があるのみで、日本語による情報提供もなく、またその基準に従って、どういった環境管理がなされているのかということに関しても、情報提

供がないということで、基本的に、米側は、この考え方自体は、日本側と米側のより厳しい基準を用いて環境管理しますという考え方の下につくられているものというふうに、私ども承知しておりますけれども、それが分かったとしても、実際にどんな管理がなされているかということに関しての情報提供がないという中で、やはり周辺自治体、また周辺住民にとっては、何か事故があったときに、なかなかそれが見えにくいという、そういったところが不信感にもつながっているということから、やはりきちっとした取決めを表に出して、きちっとした取決めとしてつくっていくということが必要かと、これは特に沖縄等は、非常にやっぱり環境関係の事故が多くて、非常にそういう意味でいろいろな状況でございます。その辺も踏まえまして、知事会としては、是非、環境に対する取組が必要であろうということから、こういった要請につながったということでございます。

高橋委員

ここに来て、池子の問題にもわかにはクローズアップされてまいりまして、沖縄だけではなくて、この池子においても返還という文字が新聞紙上をにぎわしているわけですが、一部住宅建設ということとセット論ですけれども、こういったことを考えるとやはり環境、特に土壌汚染とか、どういったものが廃棄されていたり、また未処理であったりとかを類推しますと、これは沖縄だけの問題ではなくて、本県も正に日米合同委員会の中で、にわかには議論されていることを踏まえまして、大変ゆゆしき問題になってくるかなというふうに思うところですが、こうした、今おっしゃっていただいたような取組をしてきているわけですが、具体的にはなかなか成果が上がっていないというふうに認識をせざるを得ないのですが、この渉外知事会のアクションに対して、両国政府の受け止め方はどうなのか、また具体的な成果が見えない中で、今後どういう見通しを持っていらっしゃるのか、伺っておきたいと思えます。

基地対策課長

渉外知事会では、平成20年度から、この環境特別協定について、日米両国政府に繰り返し要請してまいりました。実は、昨日、渉外知事会として、外務、防衛、そして官邸、それから大使館という形で要請をしてきたわけですが、また昨年11月には、会長である松沢知事と、副会長の仲井眞沖縄県知事が訪米いたしまして、アメリカの国防総省等の高官にも、是非とも環境への取組を進めていただきたいということで、具体的な試案を出しながら要請してきたということでございます。

こうした中で、これまでやはり日米両国政府とも、その要請の中では、こういった取決めを結ぶということに関しては、かなり抵抗感というか、否定的な反応はあったわけですが、そういった中で、今年5月28日に日米安全保障協議委員会、いわゆる2プラス2が発表した共同声明の中に、環境という項目が設けられまして、環境関連事故の際の米軍基地への立入りですとか、返還前の環境調査のための立入りを含む環境に関する合意を、速やかに検討するということが盛り込まれたところでございます。こういった項目につきましては、私ども渉外知事会が環境

特別協定の要素として、これまで試案でお示ししてきたというものでございまして、協定の締結そのものに言及しているわけではございませんけれども、私どもの目標に向けて一歩前に前進したのかなというふうに考えております。

こういったように、日米両国政府が少しずつではございますけれども、前向きな姿勢が見えてきているというところではございまして、引き続き、粘り強く、特別協定の締結を要請してまいりたいというふうに考えているところでございます。

高橋委員

環境を守るという視点では、これは反対の意見はないと思うのですね。環境ほど尊いものはないというのは、これはだれしも共通認識だと思うのですけれども、一方で、うがった見方をしますと、うがったというか、一方でこういう見方もあるのではないのでしょうかということですが、こういう環境特別協定を締結するということは、その前提として、例えば、本県には米軍基地が池子をはじめ14施設ありますが、そういう米軍基地の存在を容認するということが前提になってしまうのではないのでしょうか。こういう意見についてはどういうふうにお考えなのではないでしょうか。

基地対策課長

本県の基地対策の基本は、これは県の県是と申し上げておりますが、基地の整理、縮小及び早期返還と、この3本が基地対策の中心、県是として進めていくということは、これは軸を変えるものでは決してございません。不要な基地ですとか、そういうものについては一刻も早く返していただくという、こういうことをきちっと進めていくということを中心に据えていくということではございます。

ただ、やはり基地の整理、縮小、返還、これは今後長い時間がかかっていくわけではございます。そうした中で、現に目の前に基地が存在するという、こういう事実を即しまして、地元の負担をできるだけ軽減していくということを進めていくということも、基地対策として非常に重要なことだというふうに考えております。

例えば、米軍による環境管理の実態、この質を向上していただいたりとか、それから地域住民の不安感を取り除くということのために、特に環境問題について特別協定を締結するというのも、正に地元の基地負担の軽減の取組の一環として必要なことであるというふうに考えております。

高橋委員

現実と理想というのは、ちょっと適切ではないかもしれませんが、そういうことのプレゼンスというのは認めなければいけないという状況の中で、当然こういう大きな使命を果たしていると、これはまた一方でやらなければいけない責務ということであろうかなと思うのですけれども、現実、この地域で生活している方からしてみれば、我々国民全体もそうですけれども、これだけ基地が多いということの現実をどうやって厳しく受け止めていかなければいけないかということですが、環境汚染、かつての1973年当時の合意時点で想定していたかどうか分かりませんが、例えば放射能汚染、こういったことについては、どういう涉外知事会でのアクションが想定されるのでしょうか。

基地対策課長

私ども渉外知事会の方で検討いたしております環境特別協定の環境ということに関して、どう定義するのかと、これについて厳密にどれとどれを含んで、どれを含まないと、こういう議論をまだしているところではございません。

ただ、今、委員がおっしゃった放射能の事故等、放射能関係汚染ということを考えますと、基本的にこれは環境関係の事故というよりも、安全対策にかかわる問題というような局面もあろうかと思えます。実際にこの環境、特に具体的には原子力空母による放射能汚染というのがやっぱり一番大きな問題になろうかと思えますけれども、この点に関しましては、横須賀にジョージ・ワシントン配備が決まった段階で、国、県、市で綿密なモニタリングの体制をつくって、ほとんど24時間状態で監視をして、そのデータを公表すると、こういう仕組みもできてございます。また、何か事故が起こったときの対応も、これは防災面でということでございますけれども、協力の計画が進んでいるところでございまして、これについてはきちっと進められているのかなというふうに考えております。

それに比べまして、例えば、水ですとか大気ですとか、土壤汚染に関しましては、やはりきちんとした決まりがないという中で、当面の環境特別協定の想定といたしましては、そういった水、大気、土壤汚染という、この辺のところを勘案しながら進めていくというような形で考えていくような状況であろうと考えております。

高橋委員

今、くしくもおっしゃったジョージ・ワシントンのモニタリングがなされているという話なのですけれども、例えば放射能については、先ほどおっしゃった日本版の環境管理基準と違う米国の環境管理基準と、このダブルスタンダードがあるのかなという気がするのですけれども、これは放射能についてはそれぞれどういう違いがあるのですか。

基地対策課長

現場はどういった基準でこれを取り扱っているのかということに関しましては、私どもも具体的に把握はしておりませんが、いずれにしても、ジョージ・ワシントンの放射能管理に関しましては、これはもう完全に基地の中にも入って、やはりこちらの基準で全部サンプリングをしていると、基本的にはモニタリングポストで24時間監視するとともに、原子力艦船が入港する場合は、毎日、職員が張り付いて採水調査等をしているという状況でございまして、これはその結果に従いまして、例えば、これはアクションをする基準ですとか、そういうのもすべて決まっておりますので、それに基づいて行動していくと、こういう状況になろうかと存じます。

高橋委員

今回の環境特別協定の中で、米軍の環境保全に対する是正措置ということが盛り込まれているのですけれども、そういう、例えば、米軍の環境保全活動について、日本政府の協力規定ということがあったり、具体的に何らかのアクションをとらなければいけないという話になったときに、その日本版の環境基準と米側の環境基準と違いがあった場合にどういうそごが生じかねないのですか。

基地対策課長

例えば、在日米軍は、自らの内部規定であります日本環境管理基準という基準に従って、基地内の環境管理を行っていくということでございます。この日本環境管理基準につきましては、基本的に、例えば同じ項目で基準が日米で違っていた場合に、より日米の厳しい方の基準に従って管理するという内部管理でやっているというふうに私ども承知しております。

ただ、やはりその内容が具体的にどういう基準でもって、どういう管理をしているのかということに関して、情報が私どもにないと、それが公表されていないという部分が、やはり一つ問題があるのかなと思います。ですから、環境管理特別協定等、明確な取決めがされて、やはりそういった在日米軍が実際に、具体的にはどういう基準でどういう管理をしているのかということが情報提供されていけば、その辺のことにつきましてはある意味、地元自治体、地元住民としても安心できるし、また何かあればそれについて話合いができると、こういう状況になるのではなからうかと思えます。

高橋委員

なかなか環境協定の運用改善ということで、環境に関する協力についての運用改善ということで、1973年以降、一応英文で締結されてきていると、日本文の仮訳しかないような状況下の中で対応せざるを得ない、そういったところで、しっかり環境特別協定なるものを明文化したものをきっちり締結していくことに意義があるということは否定はしないわけですが、今の話を伺っていると、なかなか向こうにこちらの意図が通ずるかということ、なかなかこれはまた、そんな簡単なものでもないのだなど。交渉事だということになりますと、こういう環境特別協定のような政府間協定は、基本的にはさっきおっしゃっていた日米合同委員会や2プラス2で協議すべきでしょうし、してきたと、5月になされたという報告もありましたけれども、こういった合意形成の場に地域の声というか、渉外知事会が代表的な声なのでしょうけれども、そういう声、または地元自治体、県内には14施設ありますから、様々な声、そういったものが反映される仕組みというのはあり得るのですか。

基地対策課長

先ほどの在日米軍の内部規定でございます日本環境管理基準でございますが、これはあくまでも米側の内部基準でございます、日米で合意されているものではございません。当然、環境特別協定というのは国家間協定ということになりますので、日米合同委員会等で、政府間で話し合っていくということになるかと思えますが、基本的にそういったところに地元自治体、渉外知事会も含めまして、意見を聞くというような場は設けられていないというのが現状でございます。情報提供も、必ず情報提供があるという状況ではないと、こういう実態がございます。そういう状況の中で、渉外知事会では、やはり是非とも、一つは日米合同委員会の下部組織の中に、地方自治体の声をきちっと取り込めるような、そういう委員会をつくってくれと、その場をつくってくれという、こういう要望を重要な項目として要請しているところでございます。

こうした中で、平成20年12月でございますが、日米合同委員会の中での枠組みとは別のものなのですけれども、渉外知事会と日米両国政府による連絡会議という、こういう会議が初めて開催されました。そういう中で、日本国政府、それからアメリカ大使館、それから在日米軍司令部、そして渉外知事会として会長、副会長等が一堂に会しまして、基本的に米軍基地が所在する自治体の抱える問題ですとか、またより良い関係を築いていくためにどうしたらいいのかと、こういったことに関して、活発な意見交換を行うことができたということがございました。渉外知事会といたしましては、こういった連絡会議を是非とも継続的に開いていただきたいということで、強く要請しているところでございまして、できれば本当に今年ないし今年度も、第2回目という形で開いていただきたいということについて強く要請しているところでございます。

高橋委員

そういう合同委員会の下に連絡会議というものが形成されて、ここに渉外知事会の意見がストレートに反映されていくと、渉外知事会の意見がかなり、そういった意味では評価されるような仕組みが構築されたというのは、一定の成果だとは思いますがけれども、例えば、県内も池子の問題が急に、この間、新聞に出ていましたけれども、これも池子の問題、逗子だけではなくて、これは横浜市にも当然絡んでくる。御存じのように根岸の住宅の問題もありますので、様々な問題が絡んでいる。こういうことを考えますと、なかなか、一自治体の問題ではなく、やはり県、基地対策課として、どういう調整をしていくのか、重要な課題だと思いますけれども、この辺については、どういう認識を持っていらっしゃるのですか。

基地対策課長

個別の県内の基地のいろいろな課題ですとか、そういったことに関しまして、ある意味、日米合同委員会の中でのそういった正式な枠組みとして、自治体が参加してそこにいろんな意見を申し上げていくという、こういう場は残念ながら、今はないという状況ではございます。

ただ、委員御指摘のとおり、地元自治体の、ある部分では複数の自治体にまたがるいろんな利害ですとか、いろいろな考え方、立場の違いを調整していかなければいけないということになりますので、当然のことながら、そういう意味で、私どもの果たす役割というのは非常に重要だというふうに考えてございます。

基本的には、国の防衛局等が直接やったりとか、それから御承知のとおり、神奈川県には在日米の海軍も陸軍も、司令部がございまして、中枢機能がございまして、そういったところと、県といたしましてもコミュニケーションをしっかりと図っていくことによって、いろいろな情報を頂いたりとか、それから具体的に各市の意向を伝えたりとか、ある意味、裏方になるかもしれませんが、そういった意味での調整は果たしてまいりたいと思っておりますし、現在もそういった形で調整はさせていただいていると、こんな状況でございます。

高橋委員

今申し上げました、とりわけ環境問題が今回クローズアップされていますけれども、環境問題に限らず、地域に密着した課題でありますし、政府に協定の締結を要請するだけでいいのかなと。もう少し地元自治体としての具体的な取組が必要なのではないかなと、こういうふうに思うところですが、どういった見解ですか。
基地対策課長

渉外知事会として求めております環境特別協定というのは、国家と国家の協定でございます。ある意味、あまり細かいところまでは決めるといえることができるかどうかということもございまして、そういった国家間の協定というのは、枠組みとして非常に重要だというふうに考えておりますが、それだけではやはり、特に環境問題等は地域の具体的な課題でございます。実際にいろいろなことが起こるのは地域でございますので、協定が締結されれば、すべてが解決できるというわけではございませんで、実際の地域での具体的な連携、協力がなければ、ある意味、砂上の楼閣になってしまうという状況でございます。

こういった状況の中で、県では、在日米軍司令部との間で、特に環境に関しましては、様々な形で情報交換を始めたところでございます。具体的には、在日米軍の環境セクションで、実際に県で行っている環境管理の情報ですとかを提供したりとか、また実際に在日米軍が行っている環境管理の実態について教えていただいたりとか、こういった環境に関する情報交換を進めているところでございます。

おかげさまで、在日米軍の方も、やはりこういった情報交換を進めながら、何か一緒になってやっていけるものについて、かなり前向きな感触も示していただいているところでございますので、実際に環境特別協定の締結に向けて、それだけではなくて、やっぱり地元自治体として地元の米軍基地ときちっと情報交換をし、またお互いの協力連携がとれるような、こういった仕組み、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

高橋委員

仕組みの構築は当然あっていいだろうと、本当に必要なものだというふうに認識するところなのですが、今、御承知のように普天間飛行場の移設問題から始まって、日米の政府間の合意事項が揺れている状況、本当に政府間で日米合意したものが揺れている。例えば、8月末までに代替施設の位置や候補を決めるということも報じられていたわけですが、これがなかなか厳しい状況であるという報道も一部なされた。こういったことを考えますと、渉外知事会ははじめ、地元地域として一生懸命相手方に、米国政府にいろいろ言っても、根底が揺らいでいるところになかなか交渉が成立しにくい、そういう環境に、我が国では不幸なことになってしまっているという気がするのですけれども、これについてはどういった見解ですか。

基地対策課長

正に、その協定、国家間の協定を是非結んでくださいという、こういうお願いをしているところでございます。国家間の協定を結ぶということは、本当に正に国と

国との交渉事であるというふうに認識しております。ただ単に要請するだけで事が進むという話ではないという状況であるかと思えます。

ただ、私どもといたしまして、渉外知事会で、それから県としても、やはり環境問題に関してきちっとした取決めが必要だという考え方から、これについては常に要請していくというような形になろうかと思えます。

その一方で、正にこういう協定があるだけではなくて、地元の地域の中で、実際に環境問題に関して、米軍基地とそれから地元自治体、地域とどうやって取り組んでいくのかという、実の部分と申しますか、そういった具体的な取組を是非進めていくという中で、一つでも何かその問題、地元地域の基地負担の軽減ですとか、それから問題の解決に結び付いていくと、こういうことを、ある意味、両面で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

高橋委員

この普天間問題をあえて取り上げましたけれども、やはり地元の沖縄の理解を得ないで県内移設の手續が生んだ結果、こういうふうに非常に揺らいでいるのかな、非常に迷走している感が否めないのですけれども、日米合意のせい弱さというか、そういうことも露呈されているのかなという気さえしてしまうわけですが、しっかり政府もこういったことは受け止めてもらわなければ困るわけですし、私どもが、皆さんが幾ら努力しても、せんないという話になってしまうわけですね。本当に現政府の取組方に大いに奮起を促すところでもありますけれども、特に米軍基地の環境問題は周辺住民に被害を与えるおそれもあり、県民の安全・安心を守るという観点から、日米地位協定に規定のない、この環境への取組について協定を締結するということは、これは理解するところであります。また一方で、先ほども質問しましたけれども、米軍基地の整理、縮小、返還という県是はこれまでどおりしっかり堅持していくとともに、この基地負担の軽減と、このことは一步も引かないということも合わせてアクションをとり続けるべきだということをお主張しておきたいと思えます。

それでは、最後の質問ですけれども、超過課税について何点か伺ってまいりたいと思えます。

今回、御説明の中で、超過課税について御説明がありました。新たな超過課税の活用目的から地震防災対策を外しておりますけれども、市町村の地震防災対策緊急支援事業も終了するというふうに受け取ったわけですが、この考え方をもう一度確認しておきたいと思えます。

予算調整課長

この補助金は平成7年に発生いたしました阪神・淡路大震災を教訓に、県全体の地震防災力の向上に向けて、緊急的な取組として市町村が行う、地域の実情に応じた地震防災対策を支援するために超過課税を活用させていただくこととして、平成8年度に創設いたしました。それ以来、毎年20億円という形で補助を15年間継続しておりますので、合計300億円の支援を行ってきた結果、市町村においては一定の

地震防災力の向上が図られましたので、所期の目的である緊急対策としての役割はおおむね達成できたものと考えております。

こうしたことから、この補助金については、超過課税を活用した緊急対策としてはここで終了させていただきたいというふうに考えております。

高橋委員

言葉じりをとらえるわけではないのですが、県内市町村を回っていますと、この地震防災対策の大事な財源をもう少し使いやすくしてもらえないでしょうかと、そういう要望も寄せられておりました、かなり硬直した使い方であるがゆえに、所期の目的を達しにくいというお声も寄せられているのですけれども、言葉じりをとらえるわけではないのですが、所期の目的を達成したというのは、何ををもってどう判断されたのでしょうか。

予算調整課長

この補助金により、15年間で300億円の補助をいたしましたけれども、市町村が実施いたしました地震防災対策の総事業費というのは1,100億円を超えておりました、県全体の防災力の向上にとっては大きな成果を得られたというふうに考えているところです。

具体的な成果といたしましては、例えば、防災行政無線をとりますと、県内で33市町村のうち、デジタル移動無線という別の方式で対応する横浜市は除きますけれども、それ以外の32市町村で、同報系防災行政無線というものの整備が完了しております。

それからまた、消防庁が人口規模などで定めておる、市町村における消防力の配備基準というのがあるのですけれども、これに対する充足率で見ますと、消防ポンプ自動車は平成8年、この補助金スタートした段階では、63.8%という整備率でしたけれども、平成21年度末には93.3%となっておりますし、はしご自動車も平成8年度72.9%が21年度は100%になっているという状況です。さらに、避難対策用の資機材などにつきましても、2倍強になっているような状況もございます。

こうした状況をトータルで判断いたしまして、緊急対策としての目的はおおむね達成したというふうに考えているところでございます。

高橋委員

先ほど申し上げましたように、市町村においては、この財源がなくなるということで、非常に困惑されているところもあるというふうに承知してはいますが、それらについてはどういうふうに考えていくのかお伺いします。

予算調整課長

この補助金は年間で20億円という、かなりの多額でございますし、1市町村当たりの補助限度額というの、市町村規模によるのですけれども、年間で3,000万円から4億円という規模でございましたので、この補助金が終了することに伴って、市町村の財政運営でありますとか、防災対策の取組に影響がかなり生じるということが見込まれますので、県といたしましては、早い段階から終了の方針や考え方を説明する必要があるというふうに認識し、これまで対応してまいりました。

具体には、平成18年度に超過課税の延長をこの前の段階でお認めいただいた際も、そもそもこの現行制度というのが本年10月までが期限でございましたので、22年度、今年度までの補助であるということは、もともと所管の安全防災局からもお話ししておりましたし、さらに終了が間近になってまいりましたので、昨年2月以降は、市町村の防災担当の課長さんが集まる会議でありますとか、担当者の会議をはじめ、市町村長さんにも折に触れて御説明をしてきたというふうに、安全防災局の方から聞いております。

先ほど申し上げましたとおり、この補助金の緊急対策としての所期の目的はおおむね達成できたというふうに考えておりますので、今後は市町村の取り組む地震防災対策については、県と市町村の本来の役割分担に沿って、市町村にも責任を持って対応していただくことが基本になるというふうに考えておるところでございます。

高橋委員

22年度で終了ということは、各市町村も当然承知していたということですから、昨今災害がこれだけ発生してきますと、いつ、今朝も地震がありましたけれども、予期できないわけですから、やはりそういった意味では万全な体制というのを、どこの市町村も築いておきたいでしょうし、そういった意味で、今回の超過課税の活用目的が議論されているときに、それらを全部御破算にするということについては、やはり抵抗がかなりあるのではないかなと思うのですね。

特に、市町村でも超過課税を実施しているのは承知していますけれども、県当局によれば、自分のところでも超過課税をやっているんだから、それでやってくださいよということをお願いしたいのかもしれないけれども、そこで改めて、県内市町村の超過課税の実施状況と、税収についても確認をさせていただきたいと思えます。

市町村財政課長

県内市町村でも、委員お話しのとおり超過課税を実施しております。

基本的には都市基盤整備とか、学校教育施設の整備などに使われているというふうに聞いておりますけれども、県内には33の市町村がありますけれども、政令市を含めた19市全市と6町、合わせて25市町で超過課税を実施しております。

実際の増収額につきましては、平成20年度の決算数字でしか今分かりませんが、25市町合わせまして約146億円というふうになってございます。

それに加えて、横浜市では別に緑の保全ということで、市町村民税の均等割、法人個人合わせまして、超過課税を平成21年度から実施しておりますけれども、これにつきましては予算ベースということになります。年間24億円ぐらい予定しているというふうに聞いております。

高橋委員

横浜市の話が出ましたけれども、県はさらに水源環境税もやっていますので、非常にそういった意味で課税の構造が二重、三重に、市によってはなっているということなのだと思います。今のお話ですと、8町村については超過課税はやっていな

いということになってきますと、なかなか独自財源がない中で、企業もない、法人税収もなかなか上がっていないというところにおいては、先ほど来、懸念している地震防災対策の財源として、これをよりどころとしていたというところについて、どういう説得をするのでしょうか。

予算調整課長

先ほどお話ししましたように、市町村地震防災対策の緊急支援事業としては、今年度をもって廃止をするということで進めさせていただきたいというふうに考えております。

それで、委員お話しのように、県全体の防災力の向上というのは、これからもまだまだ課題はあるというふうには認識してございます。その辺の取組につきましては、この超過課税の議論とは別の議論という形にはなろうかと思うのですけれども、どういう形で防災力の強化を図っていくことが県全体の防災力の強化になるのかというのは、県の事業、市町村の事業、あるいは国からの補助を受けて進める事業等もありますので、その中で一番効率的、効果的な事業手法等について十分検討した上で、安全防災局が中心ということになろうかと思っておりますけれども、全庁的に検討をしていくテーマではなからうかというふうに考えております。

高橋委員

そういう議論の場がきちりあって、その8町村は超過課税をやっていない、自主財源もなかなか乏しいところについては、そういったことをしっかり、どこかで担保をする仕組みがあれば、それはそれでそういう考え方も成り立つのかなという気がしますが、なかなか8町村についてはそういう環境下がないゆえに、私どもの方に、私どもだけではなくて、他の会派にも要望が寄せられているのではないかなというふうに思うのですけれども、この超過課税の対応について、企業には丁寧に説明しているということなのではございますけれども、やはり繰り返して恐縮ですが、市町村に対しても丁寧な説明というのがされていくべきではないかなと。とかく県の対応というのが、各市町村にしっかり理解されないで進められてしまうということが懸念されるのですけれども、こういったことがあってはならないと思うわけですが、今回、県としましても、県内市町村に対してどういうふうにしかり説明していくのか、確認しておきたいと思っております。

税制企画課長

超過課税は企業の皆様に特別な御負担をいただくという性質のものでございますので、その実施に当たりましては、実際に税を御負担いただく企業の皆様、あるいはその経済団体の理解というものが不可欠というふうに考えております。

したがって、新たな超過課税の実施に向けましては、まずもって企業あるいは経済団体に対しまして、県の考えを御説明して御意見を伺ってきたというところでございますけれども、今回の活用事業の見直しに当たりましては、先ほど来お話しがございましたように、県内市町村の行財政運営に影響を生じる面もございますので、今後、市町村に対しましても、市長会議の場でありまして、あるいは町村長

会議などの機会をとらえまして、県の考えを説明してまいりたいというふうに考えております。

高橋委員

しっかり、これは市町村に対して説明をお願いしておきたいと思います。

そして、そもそも超過課税自体、例えば、県の超過課税を例にとってみますと、法人県民税と事業税とあるわけですが、当初この導入時点で活用目的の二分化というか、そういうことがあったように記憶しているのですが、例えば法人県民税はインフラ整備とか、法人事業税は社会保障関係とか、こういう考え方は成り立たないのか、その辺の経緯について、もう一回再確認しておきたいと思ます。

税制企画課長

これは法人県民税、事業税の超過課税につきましては、現在は適用期間がこの両税ともに一緒でございますが、そもそも導入の時期が、県民税の場合ですと昭和50年から、事業税の場合ですと昭和53年からということで、期間がそもそも異なっておりましたので、それぞれその延長時にその際の特別な財政需要というのを見い出して超過課税を実施してきました。当初は法人県民税の場合でございますと、高校100校計画の財源に移行する、あるいは事業税の場合でございますと、人口あるいは企業の数の集中に伴う大都市圏特有の財政需要に対処していくと、そういう目的で始まったものでございます。

その後、平成2年に両税の適用期間を一致させたわけでありまして、その際の考え方としては、基本的に県民税、事業税ともに税の性格がやや異にしておりまして、県民税の場合でございますと、行政経費の負担を広く分かち合う負担分離という性格を有しております。事業税の場合でございますと、行政サービスに応じた負担を求めるといふ応益制度というものがございまして、そういう税の性格を勘案して、例えば法人県民税の場合でございますと、生活環境の整備あるいは福祉、医療体制の整備など、どちらかといえば県民福祉の向上というところに視点を置いた活用をしています。一方で法人事業税の場合でございますと、都市基盤の整備でありますとか産業振興対策など、どちらかといえば企業活動をバックアップするような活用をしようということで、分けていた時期もございました。

ただ、その後、平成7年に、活用事業を一本化したわけでありまして、その際はこれまでの超過課税の延長線上で考えるのではなくて、もっと目的を限定しましょうと、そういう視点から地震防災対策と産業振興対策を活用事業にしたと。この目的につきましては、県民福祉の向上にも、また企業活動の支援にも両方にも資するというので、この二つに絞った経緯がございまして。

今回の新たな超過課税におきましては、税を御負担いただいている企業の皆様の御理解というものを得られるよう、目的を更に絞り込むという観点から、道路等の社会基盤整備に重点的に活用するというふうにご考えておりますけれども、これによりまして物流の円滑化、あるいは建設関連産業の仕事量の確保など、企業活動への

支援はもとよりでございますが、県民生活の利便性向上にも寄与するものというふうに認識しております。

高橋委員

活用目的の一本化というのが道路等の整備ということでなされて、提案されていくわけですが、これから議案になって出てくるので、拙速に今、それでいいですよということは言えないし、それをやることは事前審査になってしまいますから、申し上げるつもりもないのですけれども、この活用目的の二本立てというのが、今なされていないわけではないのですね。他府県でそういう二本立て論というのがあるやに聞いていますし、何も一本化しなければいけないというものでもないのではないかなど。その辺のところの説得性もちゃんと加味してもらわないと、市町村に説明に行ったとき、その辺はどういうふうに言うのかなと私は心配するのですよ。ほかの他府県の状況など見ますとね、そういうこともあるでしょう。勉強を皆さんしていますから、何で県はそういう他府県の例にならわないのですかとか議論も出てくるかもしれません。

とりわけ、先ほど事業税については、大都市圏のインフラ整備というか、そういう主目的であったんだというような御説明もありましたけれども、政令市域内の企業の超過課税についてちょっと確認しておきたいのですが、法人二税のこの超過課税のうち、政令市域の企業からの納税額はどの程度なのか、確認させてください。

税制企画課長

政令市域の法人からの超過課税の収入額でございますが、推計値になりますけれども、平成20年度の決算ベースで申し上げますと、法人県民税が約43億円、法人事業税が約85億円、合わせまして約128億円でございます。この平成20年度の超過課税収入全体の決算額が199億円でございますから、比率にいたしますと64%という状況でございます。

高橋委員

その128億円の超過課税を政令市域内から納税しているわけですが、何を申し上げたいかということ、負担だけなのですよね。これからの活用目的は道路整備ですね。これについては政令市域内の道路整備は政令市が実施しますので、直接的な還元はできないと、こういうことになっていくわけですが、これについてもどういうふうに説明していくのかなど、こういう気持ちがあるのですけれども、政令市域内における企業への還元ということについてはどういうふうにお考えなのか、確認をさせていただきたいと思えます。

予算調整課長

委員御指摘のとおり、政令市域内の道路整備というのは政令市に担っていただいておりますので、活用事業を道路整備に限定いたしますと、超過課税の直接的な還元というのは難しくなる部分がございます。

この課題に対する基本的な県としての考え方としては、もともと超過課税も県税でございますので、県税として御負担していただく以上は、政令市内の企業から納税して頂いたものをそのまますべて還元するのではなく、県全体の発展、県全域の

均衡ある発展のために活用させていただきたいというようなことが基本的な考え方です。

そうした基本的な考え方の中で、政令市域内の企業に対する直接的な還元というのでも、当然、一定程度行う必要があるというふうに認識しておりまして、それについては三つの項目で実現できるのではないかというふうに考えております。

その1点目は、県内の道路のネットワーク整備をこれから、超過課税を活用させていただいて推進していきたいと考えておりますけれども、このネットワークを整備することによって、政令市域内の企業の皆様の活動にも大きく寄与すると思っております。

それから、2点目としては、今後数年間が正念場となる横浜環状道路の整備というふうなことに活用させていただきたいと考えているのですけれども、これは首都高速道路公団への出資金として、横浜環状北線の部分なんかは相当額を出資しておるのですけれども、そういった部分への活用もさせていただきますので、それは政令市域内の道路整備という形での活用になるというふうに考えているところです。

それから、3点目として、今回、法人の皆様から頂いた御意見の中でも、道路整備直接だけではなくて、道路交通に影響のある冠水、道路が冠水するとか土砂災害があるみたいなことで、交通が阻害されるみたいな形を防止する、災害への対応力の強化という面にも、超過課税を活用したらどうかというような御意見も多数頂きましたので、こういったことも今後、活用事業の検討の中では対象にさせていただくことも検討しております。そうした事業については、河川の改修でありますとか、急傾斜地の崩壊対策みたいな形になるのですけれども、これは政令市域内の事業であっても県の方で担当させていただいておりますので、そういう意味では、こうした事業を通じての超過課税を還元することができるのではないかというふうに考えているところです。

高橋委員

そういった意味では、高規格道路、とりわけ横浜環状道路ですね。そういったところで、出資金等含めまして、国、県、市の役割分担の中で貢献してもらえるとということで、これは理解はできるわけですが、やはり北側路線だけではなくて南側もありますし、今後、北西線という視点もありますけれども、それらについてのことも視野に入っているのか、確認させてください。

予算調整課長

委員お尋ねの横浜環状道路のうちの、横浜環状北線につきましては、今後、整備が順調に進めば、平成24年度の開通というのを目指しておりまして、同じくこの南線については、平成27年度の開通を目標とさせていただいております。したがって、これらの路線については、正に今後5年間のうちが正念場であるというふうな形で考えているところです。

それから、北西線につきましては、現在都市計画でありますとか、環境アセスメントの手中という形なのですけれども、現在のところ、早ければ平成25年度に事

業着手ということがされる見込みでございますので、こういった部分に超過課税を活用させていただきたいというふうに考えているところでございます。

高橋委員

もし超過課税を議案として可決成立するならば、27年度までのスパンの中での有効活用ということになってまいりますので、今のような視点はしっかり堅持していただければ、少しは政令市の企業の皆さんも事業活動に資するということで理解が得られるのかなと、こういうことを申し上げておきたいと思いますが、大企業、中小企業、それぞれ大変な経営環境の中で納税していただいているわけですので、有効な活用目的ということをお願いしておきたいと思えます。

特にこの法人事業税の部分については、税法的には損金算入ができるわけですね。したがって、外形標準課税が導入されて、なおかつ法人事業税ではこの損金算入がされるということを背景にしますと、不均一課税の御説明が過日ありましたけれども、ここにおいては、今回見直しは行わないということが述べられておりましたけれども、損金算入される法人事業税というものをもう少し考え合わせるならば、不均一課税の考え方も変化があっていいのではないかなと、他府県との比較で、本県の不均一課税のこの額が大きいように感じるのですけれども、資本金の額、それから所得の額等が大きいように感じますけれども、これについてはどういうお考えなのでしょうか。

税制企画課長

不均一課税の基準額でございますが、法人県民税の場合でございますと、資本金が2億円以下で法人税額が4,000万以下、事業税の場合ですと、同じく資本金が2億円以下で所得が1億5,000万以下という基準を今、設定してございますが、これはやはり中小企業に対する配慮という側面から、これまでの見直しの中で順次引き上げてきた経緯がございます。

そうした中で、所得につきましては、委員御指摘のように私ども1億5,000万という基準を設けてございまして、他の都道府県と比較いたしますと、他の事業税を実施しておりますのが、本県を含めて8都府県でございますが、その中でも本県が1億5,000万と一番高い状況でございます。

この1億5,000万という所得の基準額を設定しておりますのは、やはり県民税の基準額であります法人税額4,000万、これとのバランスを考慮したということございまして、法人税額の4,000万というものを所得ベースに換算いたしますと、約1億3,500万というふうになります。ですから、同じ土俵で県民税と事業税の不均一課税の基準額を比較いたしますと、事業税が1億5,000万、県民税が1億3,500万ということで、県民税の方がやや9割に程度低くしてございます。

これは税の計画が、先ほど申し上げたように、県民税の場合ですと広く負担を分かち合うという負担分離原則に基づく税、一方で、事業税の場合ですと応益制度に基づく税ということで、どちらかというところ、個人県民税の方を超過課税の対象を広く持とうということで、県民税の方をやや低く設定していると、それをその法人税

額に直すと4,000万ということで、所得の方でいえば、事業税ですと1億5,000万、そういう考え方に基づいて基準額を設定しているということでございます。

高橋委員

分かりました。法人県民税については、負担割合を広く求めるということであるということで、御説明の趣旨もよく理解できるわけですが、この法人事業税につきましては、やはり行政サービスを受ける応益な部分に対しての課税だという説明が先ほどありましたけれども、そういうことを考え合わせますと、一方で事業税については、これは税法的には損金算入されるということなどをうまく広報していくことも、理解を得る上で大事なことなのかなというふうに思いますけれども、是非、そういった努力も、当然皆さんしておられるとは思いますが、そういうことで、本県の額が1億5,000万という、法人事業税の部分については高額設定になっているということなどもうまく説明していただく上で、企業及び市町村等への説明に取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

以上で、あまりやっつけてしまいますと、議案の事前審査になってしまいますので、この程度で終わります。